

自己負担額が軽減されます

高額医療・高額介護合算療養費制度

問い合わせ先 ●国保年金課 高齢者医療年金班 ☎(93) 4085
 国保班 ☎(93) 4083
 ●高齢者福祉課 介護保険班 ☎(93) 4980

年単位で「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その世帯合計が限度額を超えた場合、申請をすると、その限度額を超えた金額が支給されます。

対象者は、忘れずに手続きをしてください。

■算定期間

平成30年8月1日～令和元年7月31日

■市から通知が届く人

支給対象者で、後期高齢者医療保険または富里市国民健康保険に加入している人には、令和2年3月から4月頃に通知を発送します。通知に基づき、国保年金課の窓口で手続きをしてください。

■市から通知が届かない人

次の人は、通知が届かないことがあります。

○社会保険などに加入中の人

○平成30年8月1日から令和元年7月31日の間に、他市町村から転入した人や医療保険が変わった人

※加入中の医療保険や介護保険の取り扱い窓口にお問い合わせください。

■注意事項

○自己負担額には食費や居住費、差額ベッド代などは含まれません。

○70歳未満の人の医療費は1か月、2万1千円以上の自己負担額を合算の対象にします。

○負担限度額を超えた金額が、500円以下のときは支給されません。

○70歳から74歳の人と70歳未満の人が混在する世帯の自己負担限度額については、お問い合わせください。

自己負担限度額（年額）

所得区分 (総所得金額等)	被用者保険または 国保+介護保険(70歳未満)
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分 (課税所得)	被用者保険または 国保+介護保険 (70～74歳)	後期高齢者医療制度+介護保険 (75歳以上)
現役並み所得者 (690万円以上)	212万円	
現役並み所得者 (380万円以上)	141万円	
現役並み所得者 (145万円以上)	67万円	
一般	56万円	
住民税 非課税	低所得者Ⅱ(※1)	31万円
	低所得者Ⅰ(※2)	19万円

※1 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者Ⅰを除く)
 ※2 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

国民年金の任意加入

問い合わせ先 ●国保年金課 ☎(93) 4085
 ●幕張年金事務所 ☎043(212) 8621

老齢基礎年金を受給するには、保険料納付期間、保険料免除期間、任意加入できる人が任意加入しなかった期間(カラ期間)などを合算して、原則として10年以上の資格期間が必要です。

■カラ期間

昭和36年4月以降で、20歳から60歳までの間に、国民年金に任意加入しなかった期間です。

資格期間には含まれますが、年金額の計算には含まれません。

■カラ期間の主な例

○会社員の被扶養配偶者(昭和61年3月まで)

○学生(平成3年3月まで) ○厚生年金の脱退手当金を受給した期間

○日本人で海外に居住していた期間

■加入期間の延長

受給に必要な年数が不足している人は、加入期間を65歳まで延長することができます。そのほか、老齢基礎年金を受ける資格があっても、以前に保険料の未納期間や免除期間があり、満額の年金を受けられない人も、任意加入で年金額を増やすことができます。ただし、厚生年金に加入中の人や、60歳から64歳のときに老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は加入できません。

■特例制度

65歳になっても必要な年数が不足していて年金を受けられないときは、昭和40年4月1日以前に生まれた人を対象に、70歳になるまでさらに加入できる特例制度があります。

ただし、任意加入者には免除制度がありませんので、注意してください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険の所得申告について

問い合わせ先 国保年金課 高齢者医療年金班 ☎(93) 4085
 国保税班 ☎(93) 4084

所得税や住民税の申告が必要ない人でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税義務者は、世帯に属する加入者の所得などの申告をしなければなりません。

申告の内容は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置や高額療養費の支給などの判定基準となります。申告がないと軽減措置などを受けることができなくなりますので、世帯に収入がなく申告されていない人がいる場合は、住民税申告をしてください。

付加年金で年金額を増やしませんか

問 国保年金課 ☎(93) 4085

定額の保険料に加え付加保険料を納付することで、将来受給する年金額を増やすことができます。

■対象

国民年金第一号被保険者

※保険料免除、納付猶予を受けている人、国民年金基金加入者は対象外

■付加保険料 月額400円

■付加年金額 付加保険料納付月数×200円(年額)

※付加年金額は、基礎年金や厚生年金のように、物価の変動による金額のスライドはありません。

【付加年金の例】

付加年金を10年間納付した場合、合計48,000円の負担になりますが、受給する年金額は24,000円(年額)増加します。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

問い合わせ先

●国保年金課 ☎(93) 4085

●幕張年金事務所 ☎043(212) 8621

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。

皆さんが納付する保険料が、高齢者世代の生活を支えています。同時に、ご自身や家族の年金を守るためにも、保険料は忘れずに納付しましょう。

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故などにより障害が残ったときの障害基礎年金、生計を維持している人が亡くなったときの遺族基礎年金があります。保険料を納付期限までに支払っていないと、このような年金を受け取れない場合があります。

また、納付期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなるため、将来、受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなる場合や、受け取れない場合があります。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書で、金融機関・郵便局、またはお近くのコンビニエンスストアで支払うことができます。